

官報 号外 昭和四十三年五月九日

○第五十八回 衆議院会議録 第三十一号

昭和四十三年五月九日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十三年五月九日
午後二時開議

第一 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 行政機構の簡素化等のための總理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第四 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 原子力の非軍事的利用に関する協力のための法律案(内閣提出)

第六 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第七 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北西部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第九 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇本日の会議に付した案件

赤澤自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言
及び質疑

日程第一 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。
午後二時六分開議

赤澤自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言

○議長(石井光次郎君) 自治大臣から、地方財政告について發言を認められます。これを許します。自治大臣赤澤正道君。

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕

○國務大臣(赤澤正道君) 地方財政法第三十条の二の規定に基づき、地方財政の状況を御報告申上げます。

まず、昭和四十一年度の地方財政のうち、普通会計の決算について申し上げますと、決算規模は、歳入五兆千七百七十七億円、歳出五兆二百六十二億円であります。前年度に比べますと、歳入において六千九百九十七億円、一五・六%、歳出において六千六百十一億円、一五・一%それぞれ増加しております。

収支状況について見ますと、全体では七百五十七億円の黒字であります。その内訳は、黒字田体は三千八十三団体で、その黒字額は千六十二億円、赤字団体は三百十二団体で、その赤字額は三百五億円であります。

昭和四十一年度の地方財政は、初めは大幅な財源不足が見込まれ、その先行きを懸念されました。この結果、決算におきましては、収支の改善、見通しのもとに、各地方団体が慎重な財政運営を行なった反面、年度後半において経済が当初の予想以上に回復したことの結果、最終的にはおむね順調な運営が行なわれました。

この結果、決算におきましては、収支の改善、單独事業の伸び等やや明るさを取り戻した面も見られますが、他面、財政構造の基調におきまして

は、依然として彈力性に乏しいのであります。次に、地方公営企業について申し上げますと、経営面においては引き続き赤字が累増しておりますが、赤字増加の度合いはわずかなら鈍化しております。

また、国民健康保険事業につきましては、前年度に比べ、赤字団体数、赤字額ともに増加しておりますが、赤字額の大半を占めています。

次に、昭和四十二年度における地方財政の運営状況につきましては、年度中途において災害対策、地方公務員の給与改定等の歳出増加要因に対しております。

そこで、赤字団体数、赤字額ともに増加しておりますが、赤字額の大半を占めています。

〔山本弥之助君登壇〕

○山本弥之助君 私は、日本社会党を代表し、たゞいま報告のありました地方財政の状況に関連し、所信を申し述べ、政府に対し一、三の質問をいたします。

(号) 外 報 告

参議院議員の半数改選の投票日は、七月七日に決定を見たようあります。このことで思い起こしますのは、過去の総選挙及び統一地方選挙に自民党候補者の掲げた選挙スローガンであります。

その第一に掲げられたものは、「府県及び市町村の進展は、中央政府に直結する以外にない」ということであります。このことは、佐藤総理の昨年四月実施の東京都知事選挙における三多摩失言に明らかなことく、歴代自民党政権の地方自治に対する中央集権化の政治姿勢を端的に表現しているのであります。このことは、佐藤総理の昨年九十二条の規定する地方自治の本旨を忘れ去り、地方公共団体を中央政府の下部機構的存在に放置してきたのです。(拍手)

そこで、まず第一に、佐藤総理にお尋ねいたします。

総理のよく言われる議会民主主義は、国会内部において、単に多数決原理のみが施行されることではないと思います。地方自治体において住民意識が高まり、その住民の合意に基づき、地域住民の生活向上のために、地方公共団体が民主的に運営されることが保障されるところに、すなわち地方自治の尊重と確立こそが、議会民主主義の確立される基盤であると信じます。私は、わが国経済の高度成長下に活動を続けていたる地方公共団体を、依然として中央政府の権力下に置かんとすることは、国民の合意を認めながら、重要国策について、国民に対し白紙委任を強要する態度に通ずるものであり、ただ単に、地方行政の進展を阻害するだけではなく、国の政治的将来を誤るものといわざるを得ません。(拍手)この点について佐藤総理の明快な御所信をお伺いいたします。

政府・自民党は、昭和四十三年度予算編成にあたり、いわゆる財政硬直化の名のもとに、国民生

強く要請すべきときであります。

私は、行政改革は、内閣のリーダーシップを確立する組織の樹立が先行し、そのもとで國政の統

が、自治、厚生両大臣の御所見をお伺いいたしました。(拍手)

昭和四十年に実施された國勢調査は、激しい人口の流動と、地方公共団体が、複雑多岐にわた

り、かつ増高する新しい行政需要に対応できない

危機的状況を浮き彫りにいたしました。都市化の

傾向、ことに大都市及びその周辺への無軌道な都

市道の開拓と、地方公共団体が、複雑多岐にわた

なくなつた全国総合開発計画の改定を行なうとのことですが、この計画に基づき、都道府県総合開発計画や地方総合開発計画が、地方公共団体において早晚改定されることになりましよう。したがつて、この計画は、地域開発の指針となり、地方公共団体の将来のあり方及び行財政改革の断行にも密接な関係を持つものと思われ、さらに、計画自体を眞に国民のために具体化して効果あるものとするためにも重要な課題でありますので、その改定の基本構想をお聞かせ願います。

過密、過疎対策は、地方交付税の少額の特別附加算や傾斜配分、あるいは特別の地方債や僻地債の恩恵的増額では解決できないのであります。(拍手)地域別対症療法がさらに強化されるべきであります。大都市やその他の都市には、自主財源が確保され、当面の都市機能保持にとどまらず、住民参加のもとに、その都市ビジョンを科学的に再検討する余裕が与えられなければなりません。(拍手)過疎地帯の自治体には弹性性のある補助金制度の運用と地方交付税の傾斜配分の強化によって、地域の特性に応じ、ナショナルミニマムを確保し得る施設の多様性をはかる等、すみやかに適切な措置を講すべきであります。(拍手)佐藤総理及び自 治、大蔵両大臣の御所見をお伺いいたします。

治体の基本的理念に基づく村づくりといえるのでござります。しかし、村民の労働の過重は健康を阻害し、拡大する所得格差のための出かせぎ等による人口の流出を食いとめることはできません。ことに村政の限界があり、この村の将来に暗影を投げかけております。これを解決するには、国政としての国民生活を優先する施策が要請されるわけであります。(拍手)

成長政策に奉仕させるために企業誘致に重点が置かれ、しかも、企業の利潤本位の選択が、地方財政には大きな負担を、地域住民の生活には大きな障害をもたらした多くの事例があることに留意すべきであります。釧路市の工場誘致条例の廃止は、地方公共団体の企業に対処すべき限界を明確にしたと思います。企業の適正配置は、あくまで国の責任と企業の公益優先の考えに立って計画すべきであります。

最後に、計画は経済的効率性からのみでなく、国民生活を優先する見地に立って、地域住民がそれぞれの地域に適正に定着し、住民のエネルギーが結集されて、各地方政府団体が地域の特性を生かした発展が保障されるよう樹立されるべきであつて、このための地方財政の長期的安定を確立すべきことを強く指摘いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）答
す。
内閣総理大臣佐藤栄作君答増

地方自治体の健全な育成の要諦だ、かように私は考えております。そこで、地方自治体を中央政府の出先機関として扱つて、いわゆる中央集権的な行政をしたり、あるいはまた住民に対して押しつけ的な行政をするようなことは避けなければなりません。こういう意味において私は今後とも努力をするつもりでござい

そこで、「三多摩発言はどこへ行った」と呼ぶ者あり）三多摩発言はどこへ行ったというようなお話を出ておりますが、私はこの機会に申し上げたい。政党政治の要諦は国民の期待に沿うことあります。私どもが多数を中央において持つ以上、国民は私どもに期待するものがある。それこ

こたえなければなりません。また同時に、地方自治体もこれは地域住民から代表されるものであり

す。

長政策に奉仕させるために企業説教に重点が置かれ、しかも、企業の利潤本位の選択が、地方財には大きな負担を、地域住民の生活には大きな害をもたらした多くの事例があることに留意すべきであります。釧路市の工場説教条例の廃止、地方公共団体の企業に対処すべき限界を明瞭としたと思います。企業の適正配置は、あくまでの責任と企業の公益優先の考えに立って計画すべきであります。また、将来の高速交通体系は、自治体の都市計画や農村計画に寄与し、国土の最後に、計画は経済的効率性からのみでなく、民生活を優先する見地に立って、地域住民がそ合的な利用、開発、保全に真に役立つものでなければなりません。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

内閣総理大臣佐藤榮作君登壇

お答えいたしま

した发展が保障されるよう樹立されるべきで、このための地方財政の長期的安定を確立すべきことを強く指摘いたしまして、私の質問を結集されて、各地方公共団体が地域の特性を生

ます。その場合に、中央と地方が、ただいま申すような基本的理念に立ちまして、連絡が緊密でなければ十分の効果をあげ得ないことは、これは御了承がいただけると思います。私は、さようち意味で、いわゆる直結といふようなことは不幸當かと思いますが、連絡が緊密であることが望ましい、このことをはつきり申し上げておきます。

第二に、地方行財政のあり方についていろいろ御意見を述べられました。確かに地方におきましても、行財政においていろいろの問題をかかえておると思います。ただいま地方制度調査会におきまして、行政の再分配、同時にあわせて財源の配分等についていろいろ調査を進めております。それこれらについての答申が出てまいりましたら、それに沿いまして政府は善処することをこの機会にお約束いたします。

同時にまた、行政機構の改革につきましては、中央におきまして、いろいろの御議論はございましたけれども、政府自身が行政改革と取り組むその姿勢として、一省庁一局廃止ということを決意いたしました。私は同様の点において、今後この行政改革を、中央、地方を通じてそれぞれ進めていかなければならぬものだと思います。ただいまお

以上お答えいたします。(拍手)

田務力臣赤澤正道君登壇

しておられます。これは国議員の参考も得まして、第一回の会議を開いたばかりであります。その結果によりまして、私どもは、過渡過疎対策としての適切な計画を樹立し、これを進めてまいりました。

以上、お答えいたします。(拍手)

○國務大臣赤澤正道君登壇

では、ただいま總理が述べたとおりでございまして、国の行政簡素化に呼応いたしまして、地方団体といたしましても行政を簡素化して住民の利便をはかる、またわざと経費の削減を行なうようにお願いをいたしております。しかし、これを押しつけようといふものでは決してありません。あくまで地方団体が自分たちのくふうと努力によって簡素化の効果をあげることを期待しておるものであります。

また、地方団体の行政の簡素化と申しますけれども、地方団体独自で行ない得るものは限りがありますので、地方団体の事務をいたずらに複雑にしておる國の制度などにつきましては、地方団体の意見をよく聞いて、関係省庁に改革をお願いするつもりで日下作業を進めておる最中でござります。

超過負担の早期解消、また地方債の自由化などにつきまして、貴重な御意見をいただきましたわけございますが、国庫補助負担事業などにかかる地方超過負担につきましては、四十二年度におきまして保健所運営費など六事業の実態を調査いたしましてその実態を究明いたしましたが、この調査に基づいて三年間にその完全解消をはかることといたしました。今年度におきましても約三百二十億円片づくはゞでござります。

地方債の運営につきましては、現在許可制度がありの資金にはおのづから限度があり、地方団体間の資金配分の公平を期する見地からであります。もう一つは、公債費が将来の財政運営に及ぼす

等の一部を改正する法律

目次

第一章 総理府関係(第一条—第十一条)
第二章 法務省関係(第十二条)
第三章 外務省関係(第十三条—第十五条)
第四章 大蔵省関係(第十六条—第二十七条)
第五章 文部省関係(第三十条)
第六章 厚生省関係(第二十八条)
第七章 農林省関係(第二十九条)
第八章 通商産業省関係(第三十一条)
第九章 運輸省関係(第三十二条)
第十章 郵政省関係(第三十三条)
第十一章 労働省関係(第三十四条—第三十六条)
(条)
第十二章 建設省関係(第三十七条—第三十九条)
第十三章 自治省関係(第四十条—第四十二条)
附則
第一章 総理府関係 (総理府設置法の一部改正)
第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改める。
目次中「第九条の二」を「第九条」に、「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。
第五条第一項中「六局」を「五局」に改め、「青少年局」を削る。
第九条の二を削る。

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条を第十六条の二とし、第二章第三節中同条の前に次の二条を加える。

(青少年対策本部)

第十六条 総理府の機関として、青少年対策本部を置く。

2 青少年対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関する事務。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施設及び事務の総合調整に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち、他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

四 青少年対策本部の長は、青少年対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

5 青少年対策本部に、青少年対策副本部長を置き、総理府総務長官をもつて充てる。

6 青少年対策副本部長は、青少年対策本部長を助け、青少年対策本部の事務を掌理する。

7 青少年対策本部に、次長その他の職員を置く。

8 この法律に定めるもののほか、青少年対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条中「科学技術会議及び地方青少年問題審議会の下に「青少年対策本部長及び議員」本部長」を加える。

第二十三条中「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会の下に「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会本部長」を加える。

第二条 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法の一部改正

第三条 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第五条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第六条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第七条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第八条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第九条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十二条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十三条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十四条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十五条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十六条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十七条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十八条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第十九条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第二十条 中「総理府青少年局」を「総理府青少年

第二十三条に次の二条を加える。

2 保安部においては、前項第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十三条の二を削り、第二十三条の三を第二十三条の二とする。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第三条 第一項中「三局」を「二局」に改め、「統計基準局」を削り、同条第三項中「第二条第一号から第七号までに掲げる事務」を「前条第一号から第十号までに掲げる事務及びこれに關する同条第十四号に掲げる事務」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二条第十一号から第十四号までに掲げる事務」を「前条第十一号から第十三号の一までに掲げる事務及びこれに關する同条第十四号に掲げる事務」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項中「三局」を「二局」に改め、「統計基準局」を削り、同条第三項中「及び名寄市」を「名寄市及び富良野市」に改める。

第五条 第二項中「及び局長」を「局長及び部長」に改め、同条に次の二項を加える。

(特別な職)

第六条 行政管理局に、統計主幹一人を置く。

第七条 統計主幹は、命を受け、第二条第五号から第十号までに掲げる事務及びこれに關する同条第十四号に掲げる事務を總括整理する。

- 2 前項の機関(日本芸術院を除く。)の長は、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。
- (国立博物館)

第三十七条 国立博物館は、文化財保護法第二条第一項第一号の有形文化財を収集し、保管して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行なう機関とする。

- 2 国立博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
東京国立博物館	東京都	東京都	東京都
京都国立博物館	京都市	京都市	京都市
奈良国立博物館	奈良市	奈良市	奈良市

- 3 国立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立近代美術館)

第三十八条 国立近代美術館は、国立西洋美術館の所掌に属するものを除き、近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行なう機関とする。

- 2 国立近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
東京国立近代美術館	東京都	東京都	東京都
京都国立近代美術館	京都市	京都市	京都市

- 3 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立西洋美術館)

第三十九条 国立西洋美術館は、昭和三十年十月八日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品並びに西洋美術に関するその他の作品及び資料を収集し、保管して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行なう機関とする。

- 2 国立西洋美術館は、東京都に置く。

(国立国語研究所)

第四十条 国立国語研究所については、国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の定めるところによる。

- 2 国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行なう機関とする。
- (国立文化財研究所)
- 第三十九条 国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行なう機関とする。
- 2 国立文化財研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
東京国立文化財研究所	東京都	東京都	東京都
奈良国立文化財研究所	奈良市	奈良市	奈良市

- 3 国立文化財研究所には、支所を置くことができる。

(日本芸術院)

第四十二条 日本芸術院は、芸術上の功績顯著な芸術家を優遇するために置かれる機関とする。

- 2 日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文部大臣が任命する。

3 日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

- 4 日本芸術院の内部組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

(審議会)

第四十三条 文化庁に、次の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するところとする。

種類	目	的
国語審議会	国語及びローマ字に関する事項を調査審議すること。	

著作権制度審議会	著作権制度に関する重要事項並びに著作権法(明治三十二年法律第三十九号)、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)に基づきその権限に属させられた事項を調査審議すること。
宗教法人審議会	文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他の宗教法人に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらとの関連する事項について文部大臣に建議すること。

文化財保護審議会	文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について文部大臣又は文化庁長官に建議すること。

- 2 前項に掲げる機関に置かれる委員は、他の法律に別段の定めがある場合を除くほか、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。

- 3 第一項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。

附則第十一項を削る。

第一百四条第一項中「委員会」を「文化庁長官」に改める。
第一百四条の二(見出しを含む)中「委員会」を「文部大臣又は文化庁長官」に改める。
第一百六条、第一百九条並びに第一百十条第三号及び第四号中「委員会」を「文化庁長官」に改める。
第一百十一条第一号中「委員会」を「文部大臣」に改め、同条第四号及び第六号中「委員会」を「文化庁長官」に改める。
第一百十六条第一項中「委員会」及び「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「國宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ國宝トシテ指定シ」を「當該物件ヲ國宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ國宝トシテ指定シ又ハ前条ニ「文化財保護法第十七条第一項ノ規定ニ依リテ重要文化財トシテ指定シ」を「前条ニ改め、同条第二項中「文化財専門審議会」を「文化財保護審議会」に、「委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項を削り、第四項を第二項とする。
(著作権法の一部改正)
第十八条 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二条ノ五第二項、第二十七条第一項及び第三十六条ノ三中「主務大臣」を「文化庁長官」に改める。
(著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)
第十九条 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一文部省の項を次のよう改める。
（国家行政組織法の一部改正）
第二十二条から第九条までの規定中「主務大臣」を「文化庁長官」に改める。
（国家行政組織法の一部改正）
第二十一条 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。
第四条第一項中「一級の文部教官又は文部事務官のうちから」を「文化庁長官の申出により」に改める。
第七条第二項中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。
(教育公務員特例法の一部改正)
第二十二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第十四条」の下に「及び第三十六条第一項」を加え、「並びに文化財保護法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第二十条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所」を削る。
(特別職の職員の給与に関する法律の一改正)
第二十三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
（宗教法人法の一部改正）
第二十四条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条第二項中「学識経験のある者らから」の下に「文化庁長官の申出により」を加える。
第七十六条中「文部省文化局」を「文化庁文化部」に改める。
(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一改正)
第二十五条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第五条中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。
(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
第二十六条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。
第十四条第一項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第二項中「文化財保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)」を「文部省令」に改め、同条第四項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第五項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。
第十五条第一項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項中「委員会規則」を「文部省令」に改める。
第十六条中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。
第十七条第一項中「委員会規則」を「文部省令」に、「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改め、同条第三項中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。
第十九条第一項及び第三項並びに第二十条中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。
(国立劇場法の一部改正)
第二十七条 国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第三十六条(見出しを含む)及び第三十七条中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める。
（厚生省設置法の一部改正）
第二十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中第十三号の二の次に次の六号を加え、第五十一号の四から第五十一号の九までを削る。
十三の三 区域を定めて国立公園及び国定公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。
十三の四 国立公園の公園計画及び公園事業並びに国定公園の公園計画の一部を決定し、並びに
十三の五 国立公園及び国定公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定す

ること。

十三の六 國立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与へ、普通地内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分に違反した者に対し原状回復等を命ずること。

十三の七 温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

十三の八 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をすること。

第六条第一項中「十局」を「九局」に改め、「國立公園局」を削り、同条第二項中「統計調査部」の下に「及び國立公園部」を加える。

第八条第一項中第十五号を第二十一号とし、第十四号の次に次の七号を加える。

十五 自然公園を保護し、國立公園及び國定公園の公園計画を定め、並びに國立公園の公園事業を執行すること。

十六 國立公園及び國定公園並びに温泉に関する觀光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

十七 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑を維持管理すること。

十八 国民厚生運動の普及発達を図ること。

十九 景勝地及び休養地に關し、国民厚生のため調査を行ない、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。

二十 国民の厚生のため公園(都市計画上の公園を除く。)に關し、調査を行ない、その整備改善を図ること。

二十一 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

第八条に次の二項を加える。

3 國立公園部は、第一項第十五号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一条の二を削る。

第二十九条第一項の表中

「厚生統計協議会 厚生大臣の諮問に応じて、厚生統計に関する重い事項を調査審議すること。

自然公園審議会 厚生大臣の諮問に応じて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。

「薬剤師試験審議会 厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。

自然公園審議会 厚生大臣の諮問に応じて、國立公園及び國定公園に関する重要事項を調査審議すること。

「薬剤師試験審議会 厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師國家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。

改める。

第七章 農林省関係

(農林省設置法の一部改正)
第二十九条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条」に改める。

第五条第一項中「六局」を「五局」に、「蚕糸局」を「蚕糸園芸局」に改め、同条第二項中「統計調査部」を「企業流通部、國際部及び統計調査部」に改める。

第六条第一項第六号から第十六号までを次のように改める。

七 前号の共済及び保険に関する事務を管む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に關すること。

八 農業共済再保険特別会計の經理を行なうこと。

九 農林省の所掌に係る事業を管む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に關すること。

十 農業の所掌に係る商工業に関する團体の指導監督を行なうこと。

十一 前二号に掲げるもののほか、農林省の所掌に係る商工業その他の事業の発達、改善及び調査監督を行なうこと。

十二 農畜水産物の卸売市場の整備を図ること。

十三 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十四 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。

十五 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十六 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設すること。

十七 日本農林規格に關する事務を総括すること。

十八 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に關すること。

十九 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(蚕糸園芸局及び食糧

二十一 農林省の所掌事務に係る国際協力に關する政策及び計画で基本的なものを立案すること。

二十二 農林省の所掌事務に係る輸出入に關する連絡調整を行なうこと。

二十三 農林省の所掌事務に係る輸出入に關する連絡調整を行なうこと。

二十四 農林省の所掌事務に係る物資についての開港及び国際協定に關する事務のうち農林省の所掌に係るもの総括すること。

二十五 農林省の所掌事務に係る統計報告の収集についての調整その他の統計に關する総合調整を行なうこと。

二十六 農林畜水産業及び農山漁家に關する統計その他農林省の所掌事務に係る統計を作成し、並びにこれに必要な調査を行なうこと。(他の所掌に屬することを除く。)

第八条第一項中「前項第二十三号」を「第一項第二十五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 企業流通部においては、前項第九号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

3 國際部においては、第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第九条第一項第十八号中「農機具」を「肥料」、農機具に改め、「肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。」を削り、「生産に関する」との下に「で次号に掲げるもの以外のもの」を加え、同項第二十号を削り、同項第十九号を同項第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。

19 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第百三十八号)の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。

第十条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 農業者の海外移住に関する事務をつかさどること。

第十一條を次のよう改める。

(蚕糸園芸局の事務)

第十二条 蚕糸園芸局においては、次の事務をつかさどる。

一 蚕糸、園芸農産物等(第九条第一項第十四号に規定する農産物及び蚕糸以外の農産物をいう。以下この条において同じ。)及び砂糖類(砂糖、ぶどう糖及び豆粉並びにこれらの加工品である飲食料品をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費に関する行政に関する企画を行なうこと。

二 蚕糸及び蚕糸業専用物品、園芸農産物等並びに砂糖類の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する蚕糸業専用物品の生産に関することを除く。)

三 蚕糸、園芸農産物等及び砂糖類に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四 蚕糸、園芸農産物等及び砂糖類の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

五 蘭糸価格安定のための生糸及び蘭の買入れ及び売渡しに関する事務をつかさどること。

六 糜價安定特別会計の経理を行なうこと。

七 蚕糸の検査に関する事務をつかさどること。

八 蚕病の予防を図ること。

九 蚕糸に関する知識の普及を図ること。

十 園芸農産物等の検査に関する事務(農産物検査法による検査に関することを除く。)

十一 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関する事務。

十二 日本蚕糸事業団及び糖糸安定事業団の指導監督に関する事務をつかさどること。

第十二条の二を削る。

中央作況決定審議会	農作物の作況決定に関する重要な事項を調査審議する
農林漁業用固定資産評価審議会	農山漁村の統計的經濟調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要な事項を調査審議すること。

第三十四条の表中

農林漁業用固定資産評価審議会	農山漁村の統計的經濟調査における農林畜水産業用の固定資産の評価に関する重要な事項を調査審議すること。
----------------	--

農林統計審議会

農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関する重要な事項を調査審議すること。

に改め、果樹農業振興

審議会の項の次に次のように加える。

甘味資源審議会

甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)及び砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)によりその権限に属させた事項を行なうこと。

第四十五条第一項中「飲食料品及び油脂」を「主要食糧を主な原料とする飲食料品」に改め、第四十六条中「第四十九号の二まで」を「第四十七号の三まで、第四十八号から第四十九号の二まで」に改める。

第四十七条中「四部」を「三部」に、「業務第一部」を「業務第二部」に改める。

第四十八条第一号中「飲食料品及び油脂」を「及びこれを主な原料とする飲食料品(以下「主要食糧等」という。)」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号中「主要食糧、飲食料品及び油脂」を「主要食糧等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「主要食糧、飲食料品及び油脂」を「主要食糧等」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十条を削る。

第四十九条(見出しを含む。)中「業務第一部」を「業務部」に改め、同条第四号中「輸入飼料」を「農産物等及び輸入飼料」に改め、同条に次の二号を加える。

六 主要食糧を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

七 主要食糧の流通及び加工に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

第五十二条(見出しを含む。)中「及び甘味資源審議会」を削る。

第五十四条を次のよう改める。

第五十六条第二項中「検査に関する事務」の下に「及び大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関する事務」を加え、同条第三項中「園芸局長」を「蚕糸園芸局長」に改める。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のよう改正する。

第五条第一項中「十局」を「九局」に、「鉱山局」を「鉱山石炭局」に改め、同条第二項中「化学肥料部及びアルコール事業部」を「アルコール事業部と、鉱山石炭局に石炭部」に改める。

第十一項第一号中「以下同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第十三条(見出しを含む)中「鉱山局」を「鉱山石炭局」に改め、第五号を第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発に関する事務。

七 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に関する事務。

八 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。

第十三条第四号中「(石炭及び亜炭を除く)」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 石炭及び亜炭並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

第十三条次の二項を加える。
2 石炭部においては、前項第三号及び第六号から第八号までに掲げる事務、同項第五号に掲げる事務のうち石炭及び亜炭に關すること並びに同項第九号に掲げる事務のうち石炭及び亜炭並びにこれらの製品に關することをつかさどる。

第十四条を次のように改める。

第十九章 削除
(運輸省設置法の一部改正)

第三十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の三」を「第二十八条の二」に改める。

第四条第一項第十四号の十二の次に次の六号を加える。

十四の十三 國際觀光振興会を監督すること。

十四の十四 観光事業を助成すること。

十四の十五 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

十四の十六 旅行あつせん業を登録すること。

十四の十七 通訳案内業の試験を行なうこと。

十四の十八 ユースホステルセンターを設置し、及び運営すること。

第四条第一項第四十四号の十一から第四十四号の十六までを削る。
第十九条第一項中「八局」を「七局」に改め、「觀光局」を削り、同条第二項中「統計調査部」の下に「及び觀光部」を加える。

第十二条第一項中第二十一号を第二十九号とし、第二十号の次に次の八号を加える。

二十一 連輸に關して、觀光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二十二 國際觀光振興会に關すること。

二十三 旅行あつせん業及び通訳案内業に關すること。

二十四 連輸に關して、觀光地及び觀光施設を調査し、及び改善すること。

二十五 ホテル及び旅館の登録に關すること。

二十六 ユースホステルセンターに關すること。

二十七 觀光宣伝に關すること。

二十八 観光部の所掌事務に關する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に關すること。

第二十二条第一項中「事務を」の下に「觀光部においては、同項第二十一号から第二十八号までに掲げる事務を」を加える。

第二十八条の三を削る。

第十章 郵政省関係
(郵政省設置法の一部改正)

第三十二条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のよう改正する。

第五条第一項中「監察局」を削る。

第六条第一項中第五号の四を削り、第十号の次に次の五号を加える。

十の二 郵政省の所掌事務に關する犯罪、非違及び事故(軽微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。

十の三 前号の犯罪、非違及び事故により發生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十の四 郵政省の所掌事務の考査をし、及び調査をすること。

十の五 郵政省の所掌事務に關する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

十の六 行政管理庁の行なう郵政省に対する行政監察に關する連絡事務を処理すること。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第九条第十三号及び第十条第二十一号中「監察局」を「大臣官房」に改める。

第十二条第二項中「第七条」を「第六条第一項第十号の二から第十号の六まで」に改め、同条第四項中「同条第一項の下に「第十号の二から第十号の六まで及び」を加える。

第十九条第一項の表臨時放送関係法制調査会の項を削り、同条第三項を削る。

第二十一条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 大臣官房に首席監察官一人を置く。

4 首席監察官は、命を受けて第六条第一項第十号の二から第十号の六までに掲げる事項に關する事務を掌理する。

第十一章 労働省関係
(労働省設置法の一部改正)

第三十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正する。

第五条第一項中「六局」を「五局」に改め、「安全衛生部」を「安全衛生部及び賃金部」に改める。

第八条第一項第十号中「(同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に屬せしめられた事項に係る部分に限る。)」を削り、「最低賃金法及び労働福祉事業団法」を「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法、労働災害防止団体等に關する法律及び鉱災害による一酸化炭素中毒症に關する特別措置法」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

十三 産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理及び監督を行なうこと。

第八条第一項第九号中「監督の実施」を「監督」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号から

第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号中「労働福祉事業団」の下に「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加え、同号を同項第八号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

二、産業安全に関する事務(鉱山における保安に関するものを除く。)

三、労働衛生に関する事務(鉱山における通気及び災害時の救護に関するものを除く。)

四、じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関する事務。

第八条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「同項第十号」を「同項第十四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 安全衛生部は、前項第二号から第四号までに掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関するもの、同項第十三号に掲げる事務並びに同項第十四号に掲げる事務のうちじん肺法、労働災害防止団体等に関する法律及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(同法第三条の規定による使用者及び労働者の義務、同法第五条の規定による健康診断並びに同法第六条の規定による作業の転換等の措置に関する部分に限る。)の施行に関するものをつかさどる。

第八条の二を削る。

(労働基準法の一部改正)

第三十四条 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「及び安全衛生局」を削る。

第九十九条第一項中「安全衛生局」を削り、同条第二項中「安全衛生局長」を削る。

第一百条第一項中「(安全及び衛生に関するものを除く。)」及び「(安全及び衛生に関する部分を除く。)」を削り、同条第三項中「又は安全衛生局長」を削り、同条第四項及び第六項中「安全衛生局長」を削り、同条第二項を削る。

第三十五条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第五十条の二第一項中「安全衛生局長並びに」及び「又は安全衛生局長」を削り、同条第一項中「若しくは安全衛生局」を削る。
(鉱山保安法の一部改正)

第一百条の二第一項中「安全衛生局長」を「労働基準局長」に改める。

局長」を「労働省労働基準局長」に改める。

第三十六条 鉱山保安法(昭和三十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第三十条中「労働省安全衛生局」を「労働省労働基準局」に改める。

(建設省関係)

(建設省設置法の一部改正)
第三十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六局」を「五局」に改め、「營繕局」を削り、同条第二項中「前条第二十五号の四」の下に「、第二十六号、第二十七号」を加え、「同条第二十六号の二、第二十六号の三及び第二十九号」を「同条第二十六号、第二十七号」を加え、「同条第二十六号の二、第二十六号の三及び第二十九号」を「同条第二十六号の二に規定する事務(他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。)」を「同条第二十六号の二に規定する事務のうち建物の營繕に関するもの並びに他の局及び附属機関の所掌に属しないもの、同条第

二十六号の三及び第二十九号に規定する事務(他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。)

同条第二十六号の四及び第二十六号の五に規定する事務で建物の營繕に関するもの」に改め、同条

第三項中「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同条第八項を削る。

第四条の二第一項中「計画局に宅地部」を「大臣官房に官厅營繕部を、計画局に宅地部を」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 官厅營繕部においては、第三条第二十六号及び第二十七号に規定する事務並びに同条第二十六号の二、第二十六号の四及び第二十六号の五に規定する事務で建物の營繕に関するものをつかさどる。

第十一条第一項の表住宅対策審議会の項を次のように改め、同表住宅地審議会の項を削る。

建設大臣の諮問に応じて住宅に関する重要な事項を調査審議し、当該

事項について関係行政機関に建議し、その他住宅建設設計画法に基づく権限を行なうこと並びに建設大臣の諮問に応じて宅地制度、不動

産の鑑定評価及び宅地建物取引業に関する重要な事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に建議すること。

住	宅	宅	地	審	議	會
---	---	---	---	---	---	---

(公営住宅法の一部改正)

第三十八条 公営住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「住宅対策審議会」を「住宅宅地審議会」に改める。

(住宅建設設計画法の一部改正)

第三十九条 住宅建設設計画法(昭和四十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条第一項中「住宅対策審議会」を「住宅宅地審議会」に改める。

(第十三章 自治省関係)

(自治省設置法の一部改正)

第四十条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「四局」を「三局」に改め、「選舉局」を削り、同条第二項中「公務員部」の下に「及び選舉部」を加える。

第十条第一項第十号を次のように改める。

十一 公職選舉法(昭和二十五年法律第二百号)及び同法の規定を準用する法律に基づく選舉に関する調査を行ない、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

第十二条第一項に次の十号を加える。

十一 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査を行ない、資料を企画し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

十二 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する調査を行ない、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

十三 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行ない、資料を企画し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

十四 前四号に掲げる選舉、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に関する調査を行ない、資料を企画し、並びに最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝

に關すること。

十六 政党その他政治団体に關すること。

十七 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の施行に關すること。

十八 第十四号に定めるものを除くほか、中央選舉管理会に關する予算の要求及び配付に關すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、地方自治法及び公職選挙法並びにその他の法律に基づく自治大臣の地方行政及び選挙等に關する権限の行使に關すること。

二十 選挙制度審議会の庶務に關すること。

第十一条に次の二項を加える。

前各号に掲げる事務、同項第十九号に掲げる事務

のうち選挙等に關する権限の行使に關するもの及び同項第二十号に掲げる事務をつかさどる。

第十二条に次の二項を加える。

前各号に掲げる事務、同項第十九号に掲げる事務

のうち選挙等に關する権限の行使に關するもの及び同項第二十号に掲げる事務をつかさどる。

第十三条に次の二項を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第四十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「自治省選挙局」を「自治省行政局」に改める。

(選挙制度審議会設置法の一部改正)

第四十二条 選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「自治省選挙局」を「自治省行政局」に改める。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三章の規定は、昭和四十三年八月一日から施行する。

(経過規定)

この法律の施行の際現に文部省文化局、文化財保護委員会事務局、文部省の附属機関(この法律の規定により文化庁の相当の附属機関となるものに限る)又は文化財保護委員会の附属機関(文化財専門審議会を除く)の職員である者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて文化庁の相当の職員となるものとする。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれら法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手續とみなす。

この法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に關する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれら法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官に対しされた手續とみなす。

この法律の施行の際現に効力を有する文化財保護委員会規則は、文部省令としての効力を有するものとする。

官報(号外)

理由

行政の簡素化及び能率化を図るために行政機関の内部部局等の整理を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三池信君。

提出

○議長(石井光次郎君) 日程第三、畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第三、畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。日程第三、畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。日程第三、畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

4

事業団が前二項の規定により買入れる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買入れる場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において買入れる場合は安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和四十三年度において適用される指定食肉の安定価格並びに当該安定価格に係る畜産振興事業団の買入れ及び売渡しの業務については、なお從前の例による。

理 由

指定食肉の市場取引の実情にかんがみ、指定食肉の安定価格は、主要な消費地に所在する中央卸売市場における買賣価格について定めることとするとともに、畜産振興事業団がその他の中央卸売市場において指定食肉を買入れる場合の買入価格は、安定基準価格を基準として定める額とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。農林水産委員長足立篤郎君。

○足立篤郎君 [足立篤郎君登壇] 「足立篤郎君登壇」

現在、指定食肉について政府の定める安定基準価格には、市場間格差が告示されておりますが、これは自由な市場取引をたてまえとする生産地における取引価格の上に、生産者側に悪影響を及ぼ

している事実が見られますので、本案はこれを是正するため、政府が告示する指定食肉の安定価格は主要消費地の中央卸売市場についてのみ定め、いわゆる市場間格差の告示はこれを行わないこととしようとするものであります。

農林水産委員会におきましては、五月八日本案を委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。何とぞみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

第十八条第一項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第二号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行なう。

一 愛知豊川用水施設(旧愛知用水公団法(昭和三十年法律第百四十一号)第十八条第一項第一号イ及びロの事業の施行によつて生じた施設で水資源開発公団法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第一号)附則第二条第一項の規定により公団が承継したもの)をいう。以下同じ。の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

二 愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

第一項に改め、同条に次の二項を加える。

主務大臣は、第十八条第一項第一号の業務

(第五十五条第一号に規定する施設(以下「特定施設」といふ。)に係るもの)であつてかんがい排水に係るものについて第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で

水資源開発公団法の一部を改正する法律

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

八号)の一部を次のように改める。

目次中「水資源開発施設」を「水資源開発施設等」に、「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

第八条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

第六条に次の二項を加える。

3 第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とすし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とす

る。

4 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

5 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

6 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

7 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

8 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

9 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

10 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

11 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

12 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

13 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

14 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

15 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

16 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

17 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

18 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

19 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

20 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

21 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

22 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

23 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

24 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

25 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

26 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

27 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

28 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

29 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

30 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

31 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

32 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

33 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

34 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

35 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

36 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

37 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

38 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

39 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

40 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

41 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

42 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

43 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

44 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

45 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

46 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

47 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

48 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

49 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

50 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

51 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

52 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

53 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

54 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

55 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

56 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

57 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

58 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

59 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

60 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

61 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

62 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

63 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

64 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

65 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

66 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

67 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

68 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

69 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

70 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

71 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

72 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

73 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

74 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

75 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

76 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

77 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

78 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

79 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

80 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

81 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

82 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

83 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

84 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

85 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

86 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

87 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

88 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

89 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

90 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

91 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

92 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

93 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

94 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

95 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

96 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

97 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

98 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

99 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

100 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

101 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

102 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

103 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

104 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

105 第二号を第一号とし、第三号を第二号とす

る。

○加藤常太郎君 ただいま議題となりました水資源開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果をお御報告申し上げます。

本案は、水資源の総合的開発利用の合理化の必要性にかんがみ、木曾川、豊川両水系の開発に当たつた愛知用水公團を水資源開発公團に統合するため、昭和四十三年十月一日をもつて愛知用水公團を解散し、その一切の権利義務を水資源開発公團に承継せしめるとともに、水資源開発公團の業務の範囲を改めることをその内容とするものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、三月二十七日提案理由の説明を聴取し、自來慎重に審査を進めてまいりたのであります。審査の詳細は会議録に譲ることといたします。

本案は、直ちに採決いたしましたところ、本法案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

なお、本案に対しましては、四党共同提案にかかる附帯決議が付せられましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕
○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について承認を求める件

日程第六 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定について承認を求める件

○議長(石井光次郎君) 日程第五、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について承認を求める件

○議長(石井光次郎君) 日程第六、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定について承認を求める件

政府は、アメリカ合衆国政府との間で原子力の非軍事的利用に関する協力を行なうため、昭和四十三年二月二十六日にワシントンで、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について承認を求める件、右両件を一括して議題といたします。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百五十八年六月十六日に原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に署名し、同協定は、千九百五十八年十月九日に署名された議定書及び千九百六十一年八月七日に署名された議定書によつて改正されたので、両当事国政府は、動力用及び研究用の原子炉の設計、建設及び運転並びに原子力の他の平和的利用の開発に関する情報の交換を含む原子力の平和的及び人道的利用の実現をめざす研究及び開発の計画を遂行することを希望するので、また、

両当事国政府は、前記の目的を達成するために相互に協力するため、この協定を締結することを希望するので、また、

兩当事国政府は、この協定をもつて、千九百五十八年六月十六日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(その改正を含む。)に替えることを希望するので、

両当事国政府は、次のとおり協定する。

第一条 この協定の適用上、

A 「合衆国委員会」とは、合衆国原子力委員会をいう。

B 「両当事国政府」とは、日本国政府及びアメリカ合衆国政府をいい、アメリカ合衆国政府を代表する合衆国委員会を含む。「当事国政府」とは、両当事国政府のいずれか一方をいふ。

C 「原子兵器」とは、原子力を利用する装置で、その主たる目的が兵器、兵器の原型若しくは兵器の試験装置としての使用又はそれらの開発にあるものをいう。ただし、その装置の輸送又は推進のための手段は、それが当該装置の分離及び分割の可能な部分である場合には、含まれない。

D 「副産物質」とは、特殊核物質の生産若しくは利用の過程において生産され、又はそれらの過程に附随する放射線の照射により放射性を帯びた放射性物質(特殊核物質を除く。)をいふ。

E 「設備及び装置」及び「設備又は装置」とは、器具、機械又は施設をいい、特殊核物質を使用し、又は生産することができる施設(原子兵器を除く。)及びその構成部分を含む。

F 「国際機関」には、共通の目的のために連携している国家の集団を含む。

G 「者」とは、個人、社団、組合、会社、協会、信託、財団、公私組織、団体、政府機関又は公社をいい、この協定の両当事国政府を含まない。

右
国会に提出する。

昭和四十三年三月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

A この協定の規定、要員及び資材の入手可能性並びにそれらの国において有効な関係法令及び許可要件に従うことを条件として、両当事国政府は、平和的目的のための原子力の利用の達成について相互に援助するものとする。

第一条

B 秘密資料は、この協定に基づいては通報されないものとし、また、資材若しくは設備及び装

C 第二条の規定に従うことの条件として、両当事国政府は、原子力の平和的用途への応用並びにこれに関連する保健上及び安全上の問題について、公開の情報の交換は、報告、会議及び施設の訪問を含む各種の方法により行なわれるものとし、次の分野の情報に関するものを含む。

D (1) 研究用、材料試験用、実験用、試験動力用又は動力用の原子炉及び原子炉実験に係る開発、設計、建設、運転及び利用。

E (2) 物理学上及び生物学上の研究並びに医学、農業及び工業における放射性同位元素、原料物質、特殊核物質及び副産物質の利用

F (3) 前記に関連する保健上及び安全上の問題

G 第四条

H 「原子炉」とは、ウラン、プルトニウム若しくはトリウム又はウラン、プルトニウム若しくは核分裂連鎖反応がその中で維持される機械(原子兵器を除く。)をいう。

I 「秘密資料」とは、(1)原子兵器の設計、製造若しくは使用、(2)特殊核物質の生産又は(3)エネルギーの生産における特殊核物質の使用に関するすべての資料をいい、権限のある当局により非公開の指定から解除され、又は秘密資料の範囲から除外された資料を含まない。

J 「原料物質」とは、(1)ウラン、トリウム若しくは日本国政府若しくは合衆国委員会が原料物質であると決定するその他の物質又は(2)日本国政府若しくは合衆国委員会が隨時決定する含有率においてこれらの物質の一若しくは二以上を含有する鉱石をいう。

K 「特殊核物質」とは、(1)プルトニウム、同位元

L 「旧協定」とは、千九百五十八年六月十六日に署名され、千九百五十八年十月九日に署名された議定書及び千九百六十三年八月七日に署名された議定書によつて改正された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定をいう。

M 「保謄措置」とは、原子力の平和的利用のための資材、設備及び装置がいかなる軍事目的を助長するためにも使用されないことを確保するための管理の制度をいう。

N 第二条

O 第三条

P 第四条

Q 第五条

R 第六条

S 第七条

T 第八条

U 第九条

V 第十条

W 第十一条

X 第十二条

Y 第十三条

Z 第十四条

AA 第十五条

BB 第十六条

CC 第十七条

DD 第十八条

EE 第十九条

FF 第二十条

GG 第二十一条

HH 第二十二条

II 第二十三条

JJ 第二十四条

KK 第二十五条

LL 第二十六条

MM 第二十七条

NN 第二十八条

OO 第二十九条

PP 第三十条

QQ 第三十一条

RR 第三十二条

SS 第三十三条

TT 第三十四条

UU 第三十五条

VV 第三十六条

WW 第三十七条

XX 第三十八条

YY 第三十九条

ZZ 第四十条

AA 第四十一条

BB 第四十二条

CC 第四十三条

DD 第四十四条

EE 第四十五条

FF 第四十六条

GG 第四十七条

HH 第四十八条

II 第四十九条

JJ 第五十条

KK 第五十一条

LL 第五十一条

MM 第五十二条

NN 第五十三条

OO 第五十四条

PP 第五十五条

QQ 第五十六条

RR 第五十七条

SS 第五十八条

TT 第五十九条

UU 第六十条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

HH 第六十一条

II 第六十一条

JJ 第六十一条

KK 第六十一条

LL 第六十一条

MM 第六十一条

NN 第六十一条

OO 第六十一条

PP 第六十一条

QQ 第六十一条

RR 第六十一条

SS 第六十一条

TT 第六十一条

UU 第六十一条

VV 第六十一条

WW 第六十一条

XX 第六十一条

YY 第六十一条

ZZ 第六十一条

AA 第六十一条

BB 第六十一条

CC 第六十一条

DD 第六十一条

EE 第六十一条

FF 第六十一条

GG 第六十一条

員会は、取扱をこの条のA(1)に規定する約束に限定する権利を有することが了解される。

C 合衆国委員会は、また、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対し、日本国における転換役務及び(又は)加工役務の遂行並びにその後のアメリカ合衆国への返還又は第十一条A(3)の規定に従う第三国若しくは国際機関への移転のため、特殊核物質を、個別の移転について合意される条件により、移転することができる。

D 合衆国委員会から移転される場合には、同委員会は、取扱をこの条のA(1)に規定する約束に限定する権利を有することが了解される。

E 合衆国委員会は、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対し、合意されるところに従い、原子炉及び原子炉実験において燃料として使用するためのプルトニウムを移転する。個別の移転の条件は、事前に合意されるものとする。

第八条

A 第六条B及び第七条に規定する合衆国委員会による同位元素U-1235の濃縮ウランの移転に関し、次のことが了解される。

(1) 量、濃縮度、引渡計画その他の供給又は役務の条件を定める契約は、合衆国委員会と日本政府又はその認める者との間で時宜に応じて締結される。

(2) 売却される同位元素U-1235の濃縮ウランの価格又は遂行される濃縮役務の料金は、引渡しの時にアメリカ合衆国内の使用者について適用される価格又は料金とする。引渡しに必要とされる予告期間は、予告の時にアメリカ合衆国内の使用者について適用される期間とする。合衆国委員会は、より短い期間の予告に基づいて同位元素U-1235の濃縮ウランを供給し又は濃縮役務を遂行することに同意することができる。ただし、そのようなより短い期間の予告のため合衆国委員会が負担した例外的な生産費を補うために合衆国委

員会が妥当と考へる付加金が通常の基本価格又は基本料金に加えて賦課されることを条件とする。

B この協定又は他の協力協定に基づいて合衆国委員会が供給することに同意した同位元素U-1235の濃縮ウランの量が合衆国委員会がこのために提供することができる同位元素U-1235の濃縮ウランの量の最大限に達し、かつ、それに応じて、第九条に規定する調整された純量に達するまでの契約が日本国政府又はその認める者によつて締結されない場合には、合衆国委員会は、適当な予告により、その時において契約されていない同位元素U-1235の濃縮ウランの全部又は一部について日本国政府又は前記の者が契約を締結するよう又要請することができる。この条の規定に基づく合衆国委員会の要請に従つて契約が締結されない場合には、合衆国委員会は、このよろしくして契約の締結を要請した同位元素U-1235の濃縮ウランに関するすべての義務を解除されることが了解される。

C この協定に基づいて供給される同位元素U-1235の濃縮ウランは、同位元素U-1235を二十ペーセントまで含むことができる。この協定に基づいて供給される同位元素U-1235の濃縮ウランの一部は、合衆国委員会がそのような移転について技術的又は経済的な正當性があると認めるときは、同位元素U-1235を二十ペーセントをこえる割合で含む資材として提供することができる。

D 別途合意される場合を除き、附表に掲げる特定の原子炉計画のためにこの協定に基づいて割り当てられた同位元素U-1235の濃縮ウランの総量の入手可能性を確保するためには、当該原子炉の建設が附表に掲げる計画に従つて開始されると必要となることが了解される。また、日本国政府又は前記の認められた者に返還されるものとし、その物質に対する権原は、その返還の時に日本国政府又は前記の認められた者に移転されるものとする。

E 第九条に定める制限に従うことを条件として、原子炉又は原子炉実験の燃料供給のために第六条B又は第七条の規定に基づいて移転され、かつ、日本国政府の管轄の下にある同位元素U-1235の濃縮ウランの量は、いずれの時においても、当該原子炉又は原子炉実験の燃料装荷に必要な量に当該原子炉又は原子炉実験の能率的かつ継続的な運転を可能にするために必要であると両当事国政府が認める量を加えるものをこえてはならない。

F アメリカ合衆国から受領した特殊核物質が再処理を必要とするとき、又はアメリカ合衆国から受領した燃料資材を含む照射を受けた燃料要素が原子炉から取り出されてその形状若しくは内容が変更されるときは、その再処理又は変更は、第十一条の規定が効果的に適用されるとの両当事国政府の共同の決定に基づいて日本国に施設において、又は相互に合意するその他施設において行なうことができる。

G この協定又は旧協定に基づいて合衆国委員会により日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に貸貸された燃料のいずれかの部分の中に照射の過程を経た結果生産された特殊核物質は、日本国政府又は前記の認められた者の債務勘定となり、Fに定める再処理の後日本国政府又は前記の認められた者に返還されるものとし、その物質に対する権原は、その返還の時に日本国政府又は前記の認められた者に移転されれるものとする。

H この協定又は旧協定に基づいて日本国政府又

本国政府又はその認める者が特定の計画のために割り当てられた同位元素U-1235の濃縮ウランの総量より少ない量について契約することを希望する場合には、別途合意される場合を除き、当該計画のための割当の残量を入手することはできなくなり、かつ、それに応じて、第九条に規定するU-1235の調整された純量の最大限が減少することが了解される。

I 日本国政府がこの協定に基づいて合衆国委員会に要請し、又は旧協定に基づいて日本国政府に供給されたある種の原子力資材は、注意して取り扱い及び使用しない限り、人体及び財産に有害である。日本国政府は、このような資材の引渡しを受けた後は、アメリカ合衆国政府に関する限り、その安全な取扱い及び使用について、すべての責任を負うものとする。日本国政府は、合衆国委員会がこの協定又は旧協定に基づいて同政府に貸貸した特殊核物質又は燃料要素に関する限り、その特殊核物質又は燃料要素の生産又は加工、所有、賃借並びに占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わないすべての責任(第三者に対する責任を含む)について、その特殊核物質又は燃料要素が合衆国委員会から日本国政府又は同政府のため行動する者に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府に対しその責任を免れさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。

J 第九条

A アメリカ合衆国から日本国に、第四条、第六条B若しくは第七条の規定に基づいてこの協定の期間中に移転され、又は旧協定に基づいて移転された同位元素U-1235の濃縮ウラン中のU-1235の調整された純量の合計は、十六万一千キログラム又は両当事国政府の間でそれぞれの法律上及び憲法上の手続に従つて合意される量をこえてはならない。前記の各条又は旧協定に基づく前記の上限の範囲内における移転の量を計算するため、次の計算方法が使用される。

(1) 前記の各条又は旧協定に基づいて移転された同位元素U-1235の濃縮ウラン中に含まれるU-1235の量から

- (2) 等量の通常の同位元素含有比のウラン中に含まれるU-235の量を差し引いたものから、
アメリカ合衆国を原産地とするウランで回収することができるもののうち、この協定又は旧協定に基づいてアメリカ合衆国に返還され、又はアメリカ合衆国の同意を得て第三国若しくは国際機関に移転されたものに含まれるU-235の量から
- (4) 等量の通常の同位元素含有比のウラン中に含まれるU-235の量を差し引いたものを差し引く。
- B アメリカ合衆国から日本国に、第四条、第六条B若しくは第七条の規定に基づいてこの協定の期間中に移転され、又は旧協定に基づいて移転されたプルトニウムの純量は、三百六十五キログラム又は両当事国政府の間でそれぞれの法律上及び憲法上の手続に従つて合意される量をこえてはならない。プルトニウムの純量は、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に移転された総量から、この協定に基づいてアメリカ合衆国に返還され、又はアメリカ合衆国との同意を得て第三国若しくは国際機関に移転されたものの量を差し引いたものとする。

第十一条

- (2) 日本国政府は、次のことを保証する。
- (1) 第十一条に定める保障措置が維持されること。
- (2) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対しこの協定又は旧協定に基づいて移転されたすべての資材(設備及び装置を含む)の使用を通じて生産された量を差し引いたものとする。
- (3) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対しこの協定又は旧協定に基づいて移転された資材(設備及び装置を含む)の使用を通じて生産された特種物質が、原子兵器、原子兵器の研究若しくは開発又は他の軍事目的に使用されないこと。

第十二条

- A 両当事国政府は、この協定又は旧協定に基づいて移転されたすべての資材、設備又は装置が非軍事的目的のためにのみ使用されることを確保することについての共通の関心を強調する。
- (1) アメリカ合衆国政府は、この協定に定める保障措置が第十二条に規定する両当事国政府の合意により国際原子力機関の保障措置によつて代償される範囲を除き、次の権利を有する。
- (2) 設計及び操作を非軍事的目的のために確保

記の認められた者以外の者に対し、又は日本国政府の管轄の外に移転されないこと。ただし、合衆国委員会が、第三国又は国際機関への資材の移転がアメリカ合衆国とその国又は国際機関との間の協力のための協定の範囲内にあると認めて、その移転に同意する場合は、この限りでない。

B アメリカ合衆国政府は、次のことを保証する。

(1) アメリカ合衆国政府又はその管轄の下にある認められた者に対しこの協定又は旧協定に基づいて売却その他他の方法により移転された資材(設備及び装置を含む)、その資材(設備及び装置を含む)の使用を通じて生産された特殊核物質及びそのように移転され又は生産された資材に代わる同種類かつ等量の資材が、原子兵器、原子兵器の研究若しくは開発又は他の軍事目的に使用されないこと。

(2) アメリカ合衆国政府又はその管轄の下にある認められた者に対しこの協定又は旧協定に基づいて移転された資材(設備及び装置を含む)の使用を通じて生産された特殊核物質が前記の認められた者以外の者に対し、又はアメリカ合衆国政府の管轄の外に移転されないと。ただし、日本国政府が、第三国又は国際機関へのその移転に同意する場合は、この限りでない。

第十三条

- (1) その他の設備又は装置で合衆国委員会がこのB(2)の規定の適用を条件として提供する品目として指定するもの
- (2) その他の設備又は装置で合衆国委員会がこのB(2)の規定の適用を条件として提供する品目として指定するもの
- (3) 原料物質又は特殊核物質の計量性の確保に資するための報告を要請し、かつ、受領する権利並びに

D B(4)の規定に基づつてアメリカ合衆国政府によって指名される要員は、同政府に対する自己の責任を遂行する場合を除き、B(4)の規定に基づく公的任務により知るに至つた産業上の秘密又は他の秘密の情報を漏らしてはならない。

E 第十二条

A 両当事国政府は、両当事国政府及び国際原子力機関により千九百六十三年九月二十三日に署名された協定により同機関が旧協定に従う資材及び施設に保障措置を適用してきたことに留意し、かつ、同機関の施設及び役務引き続き利用することが望ましいことを認めるので、同機関に対し、その保障措置の適用を継続し、この協定に基づく保障措置に従う資材及び施設に対する取扱いに基づいて他の方法により処分されないものを貯蔵するために使用される施設を承認する権利

(4) 日本国政府と協議した後、この協定が遵守されているかどうかを決定し、及び必要と認められる独立の計測を行なうために、B(2)の規定の適用を受ける原料物質及び特殊核物質の計量に必要なすべての場所及び資料に日本国内において近づくことができる要員を指名する権利。ただし、いずれか一方の当事国政府の要請があるときは、前記の要員は、日本政府が指名する要員を伴るものとする。

(5) この条の規定又は第十一条に定める保証に対する違反があり、かつ、日本国政府が妥当な期間内にこの条の規定を履行しない場合には、この協定を停止し、又は廃棄して、B(2)に掲げる資材、設備及び装置の返還を要求する権利

(6) 保健上及び安全上の事項について日本国政府と協議する権利

C 日本国政府は、この条に定める保障措置の適用を容易にすることを約束する。

- (1) 操作記録の保持及び提出を要求し、並びに前記の原料物質又は特殊核物質の計量性の確保に資するための報告を要請し、かつ、受領する権利並びに
- (ii) 日本国政府又はその管轄の下にある者の管理の下にある前記の原料物質又は特殊核物質がこの条に定めるすべての保障措置及び第十条に定める保証に従うべきことを要求する権利
- (3) B(2)にいういづれかの特殊核物質で、日本国において原子力計画のために必要とされておらず、かつ、日本国政府の管轄の外に移転された者に対しこの協定又は旧協定に基づつて代償される範囲を除き、次の権利を有する。
- (2) 設計及び操作を非軍事的目的のために確保

されないか、又は両当事国政府が相互に受諾する目的をもつて、この協定若しくは旧協定に基づいて日本国政府若しくはその管轄の下にある者に提供された次に掲げる物又はそのようにして提供された原料物質、特殊核物質、減速材物質若しくは合衆国委員会が指定するその他の資材のいずれかを使用し、加工し、若しくは処理する次に掲げる物の設計を審査する権利。

(a) 原子炉並びに

(b) その他の設備及び装置で合衆国委員会がその設計が保障措置の効果的な適用に関連があると決定するもの

(2) この協定又は旧協定に基づいて日本国政府又はその管轄の下にある者に提供された原料物質又は特殊核物質に関して、並びにそのようにして提供された次に掲げる資材、設備及び装置、すなわち

(a) 原料物質、特殊核物質、減速材物質又は合衆国委員会が指定するその他の資材

(b) 原子炉及び

(c) その他の設備又は装置で合衆国委員会がこのB(2)の規定の適用を条件として提供する品目として指定するもの

(d) その他の設備又は装置で合衆国委員会がこのB(2)の規定の適用を条件として提供する品目として指定するもの

(e) その他の設備又は装置で合衆国委員会がこのB(2)の規定の適用を条件として提供する品目として指定するもの

(f) 保健上及び安全上の事項について日本国政府と協議する権利

(g) 日本国政府は、この条に定める保障措置の適用を容易にすることを約束する。

(h) B(4)の規定に基づつてアメリカ合衆国政府によつて指名される要員は、同政府に対する自己の責任を遂行する場合を除き、B(4)の規定に基づく公的任務により知るに至つた産業上の秘密又は他の秘密の情報を漏らしてはならない。

(i) 第十二条

A 両当事国政府は、両当事国政府及び国際原子力機関により千九百六十三年九月二十三日に署名された協定により同機関が旧協定に従う資材及び施設に保障措置を適用してきたことに留意し、かつ、同機関の施設及び役務引き続き利用することが望ましいことを認めるので、同機関に対し、その保障措置の適用を継続し、この協定に基づく保障措置に従う資材及び施設に対する取扱いに基づいて他の方法により処分されないものを貯蔵するために使用される施設を承認した。必要な取扱いは、両当事国政府と同

B　　「はづれの当事國政府も、Aに規定する二者間を改正することなく行なわれる。

いすれの当事国政府も Aに規定する二者間に

る通告を受領した日に効力を生じ、かつ、三十
年間効力を有する。

日本国政府のために

昭和四十三年五月九日 衆議院会議録第三十一号 原子力の非軍事的利用に関する協定についての件外一件
機関との間で締結される協定により、この協定 めるの件外一件
憲法上のすべての要件を満たした旨の文書によ 通を作成した。
締結

新編 藩政大綱

アメリカ合衆国政府のために
ディーン・ラスウ

グレン・T・シーボーグ

必要とされるU—
二三五の総量
(キログラム)

政府は、グレーント・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間で原子力の平和的利用における協力を行なうため、昭和四十三年三月六日に東京で、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレーント・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

協定が廢棄された場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に對し、この協定又は旧協定に基づいて供給され、かつ、まだ日本国内にあるべきことの存続を保證する。

るすべての特殊核物質の返還が行なわれる」と
に要請することができる。もつとも、アメリカ

合衆国政府は、アメリカ合衆国においてその時に有効な合衆国委員会の価格表に従つて、その特殊核物質を返還する者（日本本国政府を含む。）がそのように返還される特殊核物質について有する利益を補償する。

第三章 第十三條 この協定に規定する両当事国政府の権利及び義務は、適用できる限り、旧協定の下で開始された協力活動（旧協定に基づいて移転された資材、設備及び装置並びに情報を含むが、これらに限られ
ない。）に及ぶ。

B 千九百五十八年六月十六日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（その改正を含む。）は、この協定が効力を生ずる日にこの協定によつて代替される。

右の件について承認を求めるの旨
本國政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結に付
原子力の平和的利用における協力のための日

昭和四十三年三月二十三日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

(b) 合意される条件に依る。小競り合いで、合意される条件に依る。小競り合いで、
報を相互に提供し、及びいずれか一方の当事
国政府の管轄の下にある者と他方の当事国政
府の管轄の下にある者との間の公開の情報の
交換を容易にする。

(b) いすれか一方の当事国政府又はその管轄の
下にある認められた者は、合意される条件に

より、原子力の研究、開発その他の平和的利用のための燃料、その構成部分その他の資材（フルトニウム及び同位元素U-235の濃縮ウランを含む）、設備、施設その他必要なとされる物を、他方の当事国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれからから受領することができる。

(c) いすれか一方の当事国政府又はその管轄の下にある認められた者は、合意される条件により、この協定の範囲内の事項について、他方の当事国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に役務を提供し、又はこれらからその提供を受けることができる。

(2) 両当事国政府は、また、原子力の平和的利用の促進及び開発のため、(1)に掲げる方法以外の方法によつて協力することができる。

第二条

連合王国政府は、合意される条件により、日本

国政府又はその管轄の下にある認められた者に

対し、この協定若しくは千九百五十八年の協定に

基づいて連合王国から入手された研究用若しくは

動力用の原子炉の能率的かつ継続的な運転のため

に必要な質及び量の燃料、その構成部分その他の

資材並びに前記の目的のために必要な燃料役務を

供給し、又はこのような資材及び役務の供給を確

保することについて援助を与える。

第三条

各当事国政府は、この協定又は千九百五十八年

の協定に基づいて入手した設備及び施設並びにそ

のようにして入手した資材及び回収され若しくは

副産物として生産された特殊核分裂性物質又はこ

れらの資材若しくは特殊核分裂性物質に代わる資

材に関する、次のこととを確保する。

(a) 平和的目的にのみ使用されること。

(b) 各当事国政府の管轄の下においては、それぞ

れその認める者に対してのみ移転されること。

(c) 他方の当事国政府の事前の同意がある場合を除き、自己の管轄の外に移転されないこと。

第四条

両当事国政府は、両当事国政府と国際原子力機

関との間で千九百六十七年九月二十六日に署名さ

れた協定により機関が千九百五十八年の協定に基

づいて供給された資材、設備及び施設に保障措置

を適用してきたことに留意し、かつ、機関の施設

及び役務を引き続き利用することが望ましいこと

を認めるので、第三条に基づく義務の履行を確保

するため、機関の同意を条件として、両当事国政

府と機関との間で締結される協定により第五条に

定める保障措置に合致する保障措置が実施される

ようできる限りすみやかに取極を行なうものとする。

ただし、このような取極が、この協定の効力

発生と同時に行なわれる場合は、この限りでない。

第五条

該当する保障措置が第四条に定めるところに

従い機関との協定により実施されていないとき

は、(a) 供給当事国政府は、第三条に定める約束が遵

守されていることを確認するため、次のことを

行なう権利を有する。

(i) この協定若しくは千九百五十八年の協定に

基づいて他方の当事国政府若しくはその管轄

の下にある認められた者に供給された設備及

び施設又はこの協定若しくは千九百五十八年

の協定に基づいて供給された資材若しくは回

収され若しくは副産物として生産された特殊

核分裂性物質若しくはこれらの資材若しくは

特殊核分裂性物質に代わる資材を使用し若し

くは処理する設備及び施設の設計を検討する

こと。ただし、この検討は、この協定の規定を

効果的に適用することを確保するために必要

な最少限度において行なわれるものとする。

この検討を行なうために供給当事国政府が任

命する代表者は、その政府に対する自己の責

任に従うこととを条件として、その公的任務に

より知るに至つた産業上の秘密又は他の秘密

の情報を漏らしてはならない。

第六条

この協定に基づいて締結される契約は、個別の

場合に合意される保証を含むことができる。これ

らの契約の規定に従うことを条件として、この協

定のいかなる規定も、いすれか一方の当事国政府

第七条

両当事国政府の代表者は、この協定の適用から

生ずる事項について相互に協議するため隨時会合

する。

第八条

千九百五十八年の協定に基づいて移転された情

報、資材、設備及び施設に與し、両当事国政府

は、これらの情報、資材、設備及び施設がこの協定

に基づいて移転されたものとみなした場合における権利及び義務を有する。千九百五十八年の協定

に基づいて締結された契約で、なお有効なものに

ならない。

第九条

この協定の規定の適用上、

「機関」とは、国際原子力機関をいう。

「設備」とは、原子力計画における使用に特に適

合する機械、工場若しくは器具の主要なもの又は

それらの主要な構成部分をいう。

「施設」とは、原子力計画における使用に特に適

合する建物又は構築物をいう。

「燃料」とは、自燃的核分裂連鎖反応を開始し及

び維持する目的で原子炉において使用するため

製造された物質又は物質の組合せをいう。

「資材」とは、燃料、原料物質、特殊核分裂性物

質、減速材及び両当事国政府が資材であると決定

してはならない。

(a) この協定又は千九百五十八年の協定に基づい

て伝達された情報の正確性又は完全性

若しくは回収され若しくは副産物として生産

された特殊核分裂性物質又はこれらの原料物質

若しくは特殊核分裂性物質に代わる資材の

計量を行ない、並びに第三条の規定に対する

違反の有無を決定する目的のため、いつでも

すべての場所、資料及び人（この協定又は千

九百五十八年の協定に基づいて供給された資

材、設備又は施設に職掌上關係する者）に近

づき、かつ、これらの目的のために自ら計測

を行なうことができる代表者を任命すること。

この代表者は、受領当事国政府の要請を

受けたときは、自己の職務の遂行が遅滞せず

又は妨げられないことを条件として、その政

府が任命する代表者を伴わなければならな

い。供給当事国政府が任命する代表者は、そ

の政府に対する自己の責任に従うことと条件

として、その公的任務により知るに至つた産

業上の秘密又は他の秘密の情報を漏らしては

ならない。

受領当事国政府は、(a)(b)にいう原料物質若し

くは特殊核分裂性物質又はこれらに代わる資材

について正確な計量が常時維持されることを確

保するために必要な操作記録が保持されること

及び供給当事国政府の要求があるときはその記

録がその政府に提出されることを約束する。

(b) 両当事国政府は、(a)及び(b)に定める保障措置

の適用を容易にすることを約束する。

(c) 両当事国政府は、(a)及び(b)の規定を適用する

にあたり、機関の保障措置制度の原則及び手続

を尊重するものとする。

第十条

この協定に基づいて締結される契約は、個別の

場合に合意される保証を含むことができる。これ

らの契約の規定に従うことを条件として、この協

定のいかなる規定も、いすれか一方の当事国政府

に對し、次のことに關する責任を課すものと解

してはならない。

(a) この協定又は千九百五十八年の協定に基づい

て伝達された情報の正確性又は完全性

若しくは回収され若しくは副産物として生産

された特殊核分裂性物質又はこれらの原料物質

若しくは特殊核分裂性物質に代わる資材の

計量を行ない、並びに第三条の規定に対する

違反の有無を決定する目的のため、いつでも

すべての場所、資料及び人（この協定又は千

九百五十八年の協定に基づいて供給された資

材、設備又は施設に職掌上關係する者）に近

づき、かつ、これらの目的のために自ら計測

を行なうことができる代表者を任命すること。

この代表者は、受領当事国政府の要請を

受けたときは、自己の職務の遂行が遅滞せず

又は妨げられないことを条件として、その政

府が任命する代表者を伴わなければならな

い。供給当事国政府が任命する代表者は、そ

の政府に対する自己の責任に従うことと条件

として、その公的任務により知るに至つた産

業上の秘密又は他の秘密の情報を漏らしては

ならない。

受領当事国政府は、(a)(b)にいう原料物質若し

くは特殊核分裂性物質又はこれらに代わる資材

について正確な計量が常時維持されることを確

保するために必要な操作記録が保持されること

及び供給当事国政府の要求があるときはその記

録がその政府に提出されることを約束する。

(c) 両当事国政府は、(a)及び(b)に定める保障措置

の適用を容易にすることを約束する。

(d) 両当事国政府は、(a)及び(b)の規定を適用する

にあたり、機関の保障措置制度の原則及び手続

を尊重するものとする。

第十一條

この協定に基づいて締結される契約は、個別の

場合に合意される保証を含むことができる。これ

らの契約の規定に従うことを条件として、この協

定のいかなる規定も、いすれか一方の当事国政府

に對し、次のことに關する責任を課すものと解

してはならない。

(a) この協定又は千九百五十八年の協定に基づい

て伝達された情報の正確性又は完全性

若しくは回収され若しくは副産物として生産

された特殊核分裂性物質又はこれらの原料物質

若しくは特殊核分裂性物質に代わる資材の

計量を行ない、並びに第三条の規定に対する

違反の有無を決定する目的のため、いつでも

すべての場所、資料及び人（この協定又は千

九百五十八年の協定に基づいて供給された資

材、設備又は施設に職掌上關係する者）に近

づき、かつ、これらの目的のために自ら計測

を行なうことができる代表者を任命すること。

この代表者は、受領当事国政府の要請を

受けたときは、自己の職務の遂行が遅滞せず

又は妨げられないことを条件として、その政

府が任命する代表者を伴わなければならな

い。供給当事国政府が任命する代表者は、そ

の政府に対する自己の責任に従うことと条件

として、その公的任務により知るに至つた産

業上の秘密又は他の秘密の情報を漏らしては

ならない。

受領当事国政府は、(a)(b)にいう原料物質若し

くは特殊核分裂性物質又はこれらに代わる資材

について正確な計量が常時維持されることを確

保するために必要な操作記録が保持されること

及び供給当事国政府の要求があるときはその記

録がその政府に提出されることを約束する。

(c) 両当事国政府は、(a)及び(b)に定める保障措置

の適用を容易にすることを約束する。

(d) 両当事国政府は、(a)及び(b)の規定を適用する

にあたり、機関の保障措置制度の原則及び手續

を尊重するものとする。

第十二條

この協定に基づいて締結される契約は、個別の

場合に合意される保証を含むことができる。これ

らの契約の規定に従うことを条件として、この協

定のいかなる規定も、いすれか一方の当事国政府

に對し、次のことに關する責任を課すものと解

してはならない。

(a) この協定又は千九百五十八年の協定に基づい

て伝達された情報の正確性又は完全性

若しくは回収され若しくは副産物として生産

された特殊核分裂性物質又はこれらの原料物質

若しくは特殊核分裂性物質に代わる資材の

計量を行ない、並びに第三条の規定に対する

違反の有無を決定する目的のため、いつでも

すべての場所、資料及び人（この協定又は千

九百五十八年の協定に基づいて供給された資

材、設備又は施設に職掌上關係する者）に近

づき、かつ、これらの目的のために自ら計測

を行なうことができる代表者を任命すること。

この代表者は、受領当事国政府の要請を

受けたときは、自己の職務の遂行が遅滞せず

又は妨げられないことを条件として、その政

府が任命する代表者を伴わなければならな

い。供給当事国政府が任命する代表者は、そ

の政府に対する自己の責任に従うことと条件

として、その公的任務により知るに至つた産

業上の秘密又は他の秘密の情報を漏らしては

ならない。

するその他の物質をいう。

「者」とは、法人であるかどうかを問わず、人の団体を含むが、この協定の規定に別段の定めがある場合を除き、日本国政府及び連合王国政府を含まない。

「動力用原子炉」とは、電力その他の動力の生産のために設計され又はその生産に適応させられた原子炉をいう。

「研究用原子炉」とは、材料試験を含む科学上又は技術上の実験に使用するために設計された原子炉で電力その他の動力の生産には適応しないものをいう。

「原料物質」及び「特殊核分裂性物質」とは、機関の憲章においてそれらに与えられた意味を有する。

「回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質」とは、この協定又は千九百五十八年の協定に基づいて供給された資材、設備又は施設の使用から一又は二以上の処理により生ずる特殊核分裂性物質をいう。

「公開の」とは、いづれか一方の当事国政府が部外秘、秘又は極秘として指定していないことをいう。

「千九百五十八年の協定」とは、千九百五十八年六月十六日にロンドンで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とクレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定をいう。

第十条

(1) この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の書面による通告を連合王国政府が日本国政府から受領した日に、効力を生ずる。

(2) この協定は、その効力発生の日に、千九百五十八年の協定に代わる。

(3) この協定は、三十年間効力を有する。

(4) 両当事国政府が適当な期間内に第四条に定める保障措置に關する取極について合意に達することができなかつた場合には、いづれか一方の当事国政府は、書面による通告によりこの協定を廃棄することができる。この場合には、各当事国政府は、この協定又は千九百五十八年の協定に基づいて供給された特殊核分裂性物質で、その時回収され若しくは生産されただけの燃料若しくは特殊核分裂性物質又はこれらの使用から回収され若しくは生産されただけの燃料若しくは特殊核分裂性物質又はこれららの返還を要求する。

(5) 該当する保障措置が第四条に定めるところに従つて実施されていない場合において、いづれか一方の当事国政府が第三条及び第五条に定める

執るよう要求する権利を有するものとする。その是正措置が適當な期間内に執られなかつたときは、その措置を要求した当事国政府は、書面による通告によりこの協定を廃棄する権利を有するものとする。この場合には、いづれか一方の当事国政府は、この協定又は千九百五十八年の協定に基づいて締結された契約の廃棄及びこの協定若しくは千九百五十八年の協定に基づいて供給された燃料若しくは特殊核分裂性物質又はこれららの使用から回収され若しくは生産されただけの燃料若しくは特殊核分裂性物質又はこれららの返還を要求する。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

ジョン・ビルチャード

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長秋田大助君。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長秋田大助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

○秋田大助君 ただいま議題となりました一案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行の日米並びに日英原子力協定は、それぞれ本年十二月をもつてその有効期間が満了することになつておりますので、政府はかねて米英両国政府と新たな原子力協定を締結するための交渉を行なつてまいりましたところ、最終的合意に達しましたので、米国との間には本年二月二十六日にワシントンにおいて、また英國との間には三月六日

千九百六十八年三月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成しました。

一方の当事国政府が第三条及び第五条に定める約束を履行しなかつたときは、他方の当事国政府は、当該一方の当事国政府に対し是正措置を

三木武夫

内容を持っているのであって、わが党の賛成で
ある一つかのではありますやん。

以下、協定の内容について反対の理由を申し述べ

第一の点は、原子力基本法に基づく核燃料の国
家管理の精神を踏みにじつて、民有方式にすりか
えているという点であります。

官 報 (号 外)

が政府には全くないことを示していくものであつて、政府の態度を許す」ことができぬのであります。しかも、協定の内容を見ればだれでもわかるようだ、アメリカは合衆国原子力委員会がすべての責任者で、政府を代行して契約の相手になつてゐるのであります。して、実質的には民有化はほど遠く、国家管理にひとしい取り扱いが行なわれているのでありますから、まさにこれはべてんにが

かつたのと同様であります。わが国は平和利用に従事する立場で国家管理方式を規定しているのであって、法のたてまえからいっても、国民感情からいっても、また学識経験者の立場からいっても、民有方式については賛成せられていないのです。政府がいたずらに民有化方式を先行させてしているのは、アメリカの実体を見きわめないで、いたずらにこれに追従し、原子力基本法の精神を無視し、産業界の恣意におもねているのであって、核の平和利用のための規制措置をなしきずしにして軍事利用への道を開くこととする意図を示すものであります。絶対に容認することはできないのであります。

第一に、この協定はきわめて片務的であるといふことがあります。

協定の第五条によると、協定に基づいて移転された資材、設備等は、受領する日本政府の責任において使用されるものとされ、米国は、それが完全であることを保証しないこととなつてゐるのであります。

ります。これは一般の商習慣による双務契約に反する」とあります。提供国である米国政府は無責任で、全く片務的な内容であります。原子力エネルギー、原子力産業が、日本の将来をになら産業であるということを意識すれば意識するほど、このような米側の、一方的で、一般商習慣を無視した態度を許すことはできないのであります。にもかかわらず、このような片務協定を、濃縮ウラソを供給することをアメリカに義務づけたのであるから、決して片務的ではないのであると自画自賛する佐藤政府の屈辱外交は、必ず将来に禍根を残すであります。(拍手)われわれは、このよくな腰砕けのふがいない協定内容と、その経済外交を認めるることはできないのであります。

約したときは、残量は入手できないことになるのです。また必要量を越えて濃縮ウランが日本にだまついてもいけないことになつております。百六十トンという多量の濃縮ウランが供給されると喜ぶ前に、契約が少なければちゃんと切られ、だまつけは許されないと、ることは、所要の炉と燃料をミックスして、アメリカのものを買わせるという巧妙な商法であつて、このような強制というか、縛りつけを安易に受け取ることは、絶対にわが党は許すことができないし、わが国原子力産業の将来のために許すこととはできないのであります。(拍手)

第三に、この協定の実体は、燃料としての濃縮ウラン、プルトニウムだけでなく、軽水炉を含めてその売り込みの強制を規定しているということあります。

約したときは、残量は入手できないことになるの
であります。また必要量を越えて濃縮ウランが日
本にだぶついてもいけないことになつておなりま
す。百六十トンという多量の濃縮ウランが供給
されることを喜ぶ前に、契約が少なければちゃん
切られ、だぶつけば許されないと云ふことは、所
要の炉と燃料をミックスして、アメリカのものを
買わせるという巧妙な商法であつて、このような
強制というか、締めつけを安易に受け取ること
は、絶対にわが党は許すことができないし、わが
国原子力産業の将来のために許すことはできない
のであります。（拍手）

第四に、アメリカに対する免責が全く従属国の
宗主国に対するがごときものであつて、このよ
うな免責を許すことはどうかな」といふことでありま
す。

協定第八条一項の後段はこのようになつております。すなわち、「日本国政府は、合衆国委員会
がこの協定又は旧協定に基づいて同政府に賃貸し

質又は燃料要素の生産又は加工、所有、貯蔵並びに占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わな
いすべての責任（第三者に対する責任を含む。）に
ついて、その特殊核物質又は燃料要素が合衆国委
員会から日本国政府又は同政府のために行動する
者に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府に対
しその責任を免れさせ、かつ、損害を与えないよ
うにするものとする。」とあって、重大なミスが引
き渡しの前にアメリカ側にあることが明らかな場
合でも、その損害を日本側はアメリカに補償させ
ることができないというのであります。われわれ
はこれを許すことはできません。

記録の保持、提出を要求する権利、少しでも違反があり、規定の履行が行なわれていなければ、協定を停止し、廢棄する権力をアメリカが持つていてる。資材、設備、装置の返還を求める権利等々、国連査察を上回る一方的な権力規定がアメリカ側の査察内容になつてているのであります。のみならず

あつて、日進月歩といふことばが今日ほど世界に當てはまるときはないといわれてゐる今日、特に原子力の世界で、三十年という長期にわたる協定を結ぶ政府の腹の中がわかりかねるのであります。

Rの助けをかりてもドルのかさは破れて、その権威を失墜しようとしている現代のアメリカを、よく承知しているはずであります。佐藤内閣は、どこまでアメリカに義理を立てようとしているのでありますでしょうか。また、日本の眞の独立をほんとうに考へておられるのですか、全くわからません。原子力開発の仕事はきわめて重大であることを理解しているからこそ、われわれは、原子力の基礎研究を積極的に政策路線に乗せることを要求し、わが国の自主開発を磐石の地位に置くことを要求してきたのであります。日本人の英知は決してアメリカに劣るものではないのであるし、われわれは、國の権威をアメリカに対しても堅持すべきであるということを、常に主張してきたとこ

子炉と核燃料の市場として日本を縛りつける本協定は、独立国日本の名譽のためにも賛成できるものではありません。

貿易自由化、資本自由化を世界に呼びかけ、核のかさを世界に広げながら、ドルの権威を守ろうとして必死の努力をしてきただとかかわらず、ベト

してアメリカに劣るものではないのであるし、われわれは、国の権威をアメリカに対しても堅持すべきであるということを、常に主張してきたところであります。

政府は、何ゆえあつて、このような屈辱的な不平等協定を、この時期に、三十年という長期にわかつての約束事として取りきめようとしておるの

第五は、査察が国際原子力機関の査察の範囲を越えてきびしいものであるということであります。原子炉や資材、設備、装置の一切について、す。

さに核防衛条約の先取り協定であるといわなければなりません。この内容と意図とは、互恵平等の国際関係をいかゞして保障していないのであります。アメリカの言ふままになつてゐる不平等な従属性を露骨に示したものであります、絶対に容認することはできないのであります。

子炉と核燃料の市場として日本を縛りつける本協定は、独立国日本の名譽のためにも賛成できるものではありません。

貿易自由化、資本自由化を世界に呼びかけ、核のかさを世界に広げながら、ドルの権威を守ろうとして必死の努力をしてきただとかかわらず、ベト

してアメリカに劣るものではないのであるし、われわれは、国の権威をアメリカに対しても堅持すべきであるということを、常に主張してきたところであります。

政府は、何ゆえあつて、このような屈辱的な不平等協定を、この時期に、三十年という長期にわかつての約束事として取りきめようとしておるの

であるか。かりにこの協定を結ぶとしても、なぜ五年、十年という常識的な年限を主張しなかつたのであるか。日本の科学技術の進歩に信頼しない

で、どうして原子力の自主開発の成果を期待することができるというのであります。

子力協定は、まさだこのよろなものであります。日英協定も、また同工異曲のものであって、わが日本社会党は、とうていこのよろな協定に賛成することはできないであります。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る七日、農林水産委員会において、次の通

り理事を補欠選任した。

一、昨八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

理事 児玉 末男君 (理事石田宥全君去る七日理事辞任につきその補欠)

領海及び接続水域に関する条約の締結について

承認を求めるの件

一、昨八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

官報号外

以上、両協定に反対する理由を申し述べて、討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よつて、両件

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 栄作君

外務大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

厚生大臣 土田 直君

(報告書受領)

法務委員

荒松清十郎君

江崎 真澄君

野呂 恭一君

永末 英一君

熊谷 義雄君

毛利 松平君

山口 敏夫君

玉置 一徳君

佐々木更三君

西村 栄一君

山田 太郎君

横山 利秋君

佐々木正道君

木村 武雄君

國務大臣 宮澤 喜一君

(議員死去)

大蔵委員

野口 忠夫君

岡澤 完治君

一、岩手県第一区選出議員小沢佐重喜君は、昨八日死去された。

沖縄及び北方問題等に関する特別委員会

以上二件 産業公害対策特別委員会 付託

北澤 直吉君

小坂善太郎君

阿部 喜元君

加藤 六月君

(特別委員補欠選任)

- 一、去る七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

(沖縄及び北方問題等に関する特別委員会)

阿部 喜元君 加藤 六月君
北澤 直吉君 小坂善太郎君

- 一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

(議案送付)

- 一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

(質問書提出)

- 一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

- 一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

(質問書提出)

- 一、議案の修正議決理由
森林開発公団の行なう水源林造成事業のため
古都保存法第十一條の土地の買入れにおける
所要資金を継続的かつ安定的に確保するため
の措置として適切妥当なものと認めるが、なお
譲渡所得税の軽減に関する質問主意書(玉置一
徳君提出)
施行期日について修正を行なう必要があるの
で、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと
議決した次第である。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十三年度においては、国有林野事業特
別会計の保有する特別積立金引当資金から三十

三億円を取り崩してこの特別会計から森林開発

公団へ直接出資するほか、この特別会計の治山

として一般会計に繰り入れる場合に限り使用す
ることができることとなつてゐるが、当分の

山事業の財源等に充てるため、一般会計へ二十

一億円を繰り入れることとしている。

騒音規制法案(内閣提出第一〇六号)

一、去る七日、委員長から提出した議案は次の通りである。

一、昨八日、委員長から提出した議案は次の通りである。

一、昨八日、参議院において次の内閣提出案を可
決した旨の通知書を受領した。

昭和四十二年五月九日 衆議院会議録第三十一号

開院を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一、去る七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

右報告する。

昭和四十三年五月七日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(二字及び一は修正)

この法律は、公布の日
昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則

一 議案の要旨及び目的
本案は、行政の簡素化と能率化を図るため、総理府本府ほか十七省庁について、それぞれ内
部部局一局の整理等を行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。
1 科学技術庁の資源局を廃止し、従来の同
局の所掌事務のうち、資源の総合的利用の

- 1 局の整理等
- 2 総理府本府の青少年局を廃止し、総理府の機関として青少年対策本部を置く。
- 3 警察庁の刑事局と保安局を統合して刑事局とし、同局に保安部を置く。
- 4 行政管理庁の行政管理局と統計基準局を統合して行政管理局とし、同局に統計主幹一人を置く。
- 5 教育局の教育局と人事局を統合して人事教育局とし、従来の教育局の所掌事務のうち部隊訓練の基本に関する事務は、防衛局の所掌とする。
- 6 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 7 法務省の訟務局及び大臣官房経理部を廃止し、大臣官房に官房長及び訟務部を置く。
- 8 外務省の北米局と中南米・移住局を統合してアメリカ局とし、従来の中南米・移住局の所掌事務のうち、中南米諸国に関する事務等は、アメリカ局の所掌とする。
- 9 大蔵省の理財局と国有財産局を統合して理財局とし、同局に次長一人を増置する。
- 10 文部省の文化局と文化財保護委員会を統合して文化庁とし、同庁に次長一人のほか、長官官房、文化部及び文化財保護部を置く。
- 11 厚生省の国立公園局を廃止し、大臣官房に國立公園部を置く。
- 12 農林省の蚕糸局と園芸局を統合して蚕糸園芸局とし、これに伴い、食糧庁の業務第一部と業務第二部を統合して業務部とし、一部と業務第一部を統合して業務部とし、農林經濟局に企業流通部及び國際部を置く。
- 13 通商産業省の鉱山局と石炭局を統合して鉱山石炭局とし、同局に石炭部を置く。
- 14 運輸省の觀光局を廃止し、大臣官房に觀光部を置く。
- 15 郵政省の監察局を廃止し、大臣官房に首席監察官一人を置く。
- 16 労働省の労働基準局と安全衛生局とを統合して労働基準局とし、同局に安全衛生部を置く。
- 17 建設省の營繕局を廃止し、大臣官房に官

昭和四十三年五月九日 衆議院会議録第三十一号

議案に關する報告書

庁務局を置く。

18 自治省の行政局と選舉局を統合して行政

局とし、同局に選舉部を置く。

その他、大蔵省の財務參事官を財務官に

改称し、通商産業省化学工業局の化学肥料

部を廃止することとしている。

(二) 審議会の整理統合

1 大蔵省の金融機関資金審議会及び外國為

替審議会を廃止する。

2 農林省の中央作況決定審議会と農林漁業
用固定資産評価審議会を統合して農林統計
審議会とする。

3 建設省の住宅対策審議会と宅地審議会を
統合して住宅宅地審議会とする。

以上のほか、これらの措置に伴う関係法律
の規定の整備を行なつて、愛

なる、この法律は、公布の日から施行する
こととしているが、自治省の行政局と選舉局
の権利義務を承継するとともに、その業務の範
囲を改めるものである。

行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び能率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月七日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

建設委員長 加藤常太郎

農林省の金融機関資金審議会及び外國為
替審議会を廃止する。

農業省の中央作況決定審議会と農林漁業
用固定資産評価審議会を統合して農林統計
審議会とする。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

[別紙]

水資源開発公団法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

本案は、水資源の総合的開発利用の合理化の
必要性にかんがみ、木曾川・豊川両水系の開発に
当たつた愛知用水公團を水資源開発公團に統合
するため、昭和四十三年十月一日をもつて、愛

すべきである。

知用水公團を解散し、水資源開発公團が、一切
の権利義務を承継するとともに、その業務の範
囲を改めるものである。

推進につとめること。

二 愛知用水公團の職員は、全員統合時期の労働

条件をもつて、水資源開発公團に引き継がれ、
完全雇用を保障されること。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附
すこととに決した。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附
すこととに決した。

右報告する。

昭和四十三年五月八日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

建設委員長 加藤常太郎

農林省の金融機関資金審議会及び外國為
替審議会を廃止する。

水資源開発公團法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

[別紙]

水資源開発公團法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

本案は、水資源の総合的開発利用の合理化の
必要性にかんがみ、木曾川・豊川両水系の開発に
当たつた愛知用水公團を水資源開発公團に統合
するため、昭和四十三年十月一日をもつて、愛

すべきである。

知用水公團を解散し、水資源開発公團が、一切
の権利義務を承継するとともに、その業務の範
囲を改めるものである。

推進につとめること。

二 愛知用水公團の職員は、全員統合時期の労働

条件をもつて、水資源開発公團に引き継がれ、
完全雇用を保障されること。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附
すこととに決した。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附
すこととに決した。

右報告する。

昭和四十三年五月八日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

建設委員長 加藤常太郎

農林省の金融機関資金審議会及び外國為
替審議会を廃止する。

水資源開発公團法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

[別紙]

水資源開発公團法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

本案は、水資源の総合的開発利用の合理化の
必要性にかんがみ、木曾川・豊川両水系の開発に
当たつた愛知用水公團を水資源開発公團に統合
するため、昭和四十三年十月一日をもつて、愛

すべきである。

知用水公團を解散し、水資源開発公團が、一切
の権利義務を承継するとともに、その業務の範
囲を改めるものである。

推進につとめること。

二 愛知用水公團の職員は、全員統合時期の労働

条件をもつて、水資源開発公團に引き継がれ、
完全雇用を保障されること。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附
すこととに決した。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附
すこととに決した。

右報告する。

昭和四十三年五月八日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

建設委員長 加藤常太郎

農林省の金融機関資金審議会及び外國為
替審議会を廃止する。

水資源開発公團法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

[別紙]

水資源開発公團法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

本案は、水資源の総合的開発利用の合理化の
必要性にかんがみ、木曾川・豊川両水系の開発に
当たつた愛知用水公團を水資源開発公團に統合
するため、昭和四十三年十月一日をもつて、愛

すべきである。

知用水公團を解散し、水資源開発公團が、一切
の権利義務を承継するとともに、その業務の範
囲を改めるものである。

関する報告書

一 本件の要旨及び目的

現行の日米原子力協定は、昭和四十三年十二月に有効期間が満了するので、政府は、新協定月に有効期間が満了するので、政府は、新協定締結のための交渉を合衆国政府との間に行なつてきましたところ、最終的合意に達したので、昭和四十三年二月二十六日にワシントンにおいて本協定に署名を行なつた。

本協定は、日米両国政府が、原子力の平和的目的のための利用について、相互に援助することを目的とし、合衆国原子力委員会は、日本国政府又はその承認した民間団体等に対し、附表に掲げる動力用原子炉に使用する濃縮ウランの全必要量を供給し、別に研究用の濃縮ウラン及びブリトニウムを移転すること、また、この協定の期間中に合衆国からわが国に供給される濃縮ウランの量は十六万一千キログラム、ブリトニウムは三百六十五キログラムをこえてはならず、かつ、その使用を通じて生産される特殊核

物質は軍事目的に使用されないこと、並びにこの協定に基づく資材及び施設等に関する保障措

置は、両国政府と国際原子力機関との間の協定によつて代置される範囲を除き、合衆国政府が行なうものとすること等を規定している。

なお、本協定は、両国政府が法律上及び憲法上の要件を満たした旨の文書による通告を受領した日に効力を生じ、その日に現行協定にとつて代わり、かつ、三十年間効力を有することになつてている。

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の原子力発電の将来を安定した基礎の上に置くものである。かつ、原子力の平和的利用の開発に資する

る。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十三年度一般会計予算総理府所管、組織科学技術庁、原子力平和利用研究促進費の項中に核燃料物質の購入等に必要な経費として九億七千九百八十九万五千円が計上されている。

本協定は、日英両国政府が、原子力の平和的利用の促進及び開発のために相互に協力することを目的とし、連合王国政府は、日本国政府又はその承認した民間団体等に対し、同国から入手した原子炉に必要な燃料を供給すること、また、この協定に基づいて移転された核物質、設備等は平和的目的にのみ使用され、かつ、この協定に基づく資材及び施設等に対する保障措置に關し、両国政府は国際原子力機関との間で協定を締結して行ない、同機関との協定により実施されないときは、連合王国政府が行なうものとすること等を規定している。

右報告する。

昭和四十三年五月八日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

め、本件は承認すべきものと議決した次第であ

る。

一 本件の要旨及び目的

現行の日英原子力協定は、昭和四十三年十二

月に有効期間が満了するので、政府は、新協定締結のための交渉を連合王国政府との間に行なつてきたところ、最終的合意に達したので、昭和四十三年三月六日に東京において本協定に署名を行なつた。

本協定は、わが国が国内法上の手続に従つて承認した旨の書面による通告を連合王国

なあ、本協定は、わが国が国内法上の手続に従つて承認した旨の書面による通告を連合王国

政府が受領した日に効力を生じ、その日に現行協定に代わり、かつ、三十年間効力を有する」とになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の原子力の平和的利用の開発に資するものと考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月八日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十三年五月九日

衆議院会議録第三十一号

一〇四八

明治二十五年三月三十日
第三回便物記可

定価	一部 二十五円
支那良質紙は三十円 (配送料込)	
発行所	
東京都港区赤坂美町二番地 大藏省印刷局	